

秋田市T P P 農業関連対策基本方針

平成28年3月18日

平成27年10月5日に環太平洋パートナーシップ協定（以下「T P P」という。）が大筋合意に至り、平成28年2月4日には関係12か国がこれに署名したところです。

この間国では、平成27年11月25日に「総合的なT P P 関連政策大綱」を策定し、これに基づく対策を盛り込んだ補正予算および平成28年度当初予算を編成したほか、12月24日には「T P P 協定の経済効果分析」の結果を公表しました。

こうした中、市内の農林水産業者や関連産業に携わる関係者はT P P の影響に大きな不安を抱えており、平成27年11月に実施した、販売農家を対象としたアンケート調査でも、多くの農家はその影響を懸念し、充実した対応を求めていることが明らかになりました。また、T P P 発効により地域の農林水産業が衰退することになれば、本市の人口減少を加速させることも懸念されます。

そのため、本市として、関係者の不安や懸念を払拭するとともに、将来にわたって安心し、希望を持って経営に取り組めるよう、農林水産業関係のT P P 対応基本方針を策定することにより、本市農林水産業の振興につなげようとするものです。

1 基本的な考え方

- (1) 現在、本市農林水産業は、従事者の高齢化や離農者の増加、米価の低迷、人口減少等による国内消費の減少など、さまざまな国内課題に直面しています。
- (2) こうした中、T P P が発効すれば、外国産の農林水産物や加工品の輸入量が増加し、これに伴う地場産品の消費低迷や価格低下、産地間競争の激化などが懸念され、本市農林水産業はさらに厳しい局面を迎えることが予想されます。
- (3) そのため、T P P の負の影響を最小限に留めるとともに、本市農林水産業を強靱にする機会ととらえ、国の「総合的なT P P 関連政策大綱」や県の「T P P 農業関連対策大綱」を踏まえつつ、総合的な対策を実施していくものとします。

2 取り組みの方向

(1) 競争力向上に向けた生産体制の強化

ア 高い品質と安全性の確保に向けた生産体制の強化

(ア) 水田農業（米・畑作物）

品質・食味・安全性の向上による市場価値の高い米づくりを進めるとともに、生産性を高めます。また、主食用米に加え、加工用米、WCS用稲、飼料用米、大豆等を組み合わせた計画的・効率的な取り組みにより、水田をフル活用した経営の確立を図ります。さらに、こだわり米などの地域ブランド米に取り組む農業者を支援します。

(イ) 野菜・花きなど園芸作物

えだまめやねぎ、ダリアなど本市が推進する11品目を中心として、野菜・花き等の園芸作物の生産振興を図ります。また、機械化に加え、周年栽培やICTなどの先進技術の導入を促進し、競争力の強化を進めます。

(ウ) りんご等果樹

りんご等の生産については、一層の省力化・低コスト化の促進を図るとともに、市場ニーズに応じた品種の多様化や高品質化に向けた取組を支援します。

(エ) 畜産

安全で高品質な畜産物の生産拡大に向け、自給飼料の生産・利用拡大や繁殖雌牛増頭、疾病予防対策などを促進するとともに、ブランド化等による付加価値の高い優良畜産物の生産を促進します。また、畜産経営の法人化や規模拡大に伴う生産施設・機械の導入を支援します。

(オ) 林業

建築材や家具材、木質バイオマス等における県産材シェア拡大に向け、路網整備や間伐など森林資源の適正な維持管理と利活用を図ります。また、公共施設や一般住宅等における木材利用を促進します。

イ ニーズに対応した流通・販売対策の強化

(ア) 販売競争力の強化と販路の拡充

産地としての販売競争力を高めるため、農産物の品質向上や差別化を図りながら、県内外に向け、多様な手法により販路の拡充に取り組みます。

(イ) 生産者と実需者・消費者間の情報交流の充実

生産者と実需者・消費者間相互の情報交流を充実させ、それぞれのマッチングを促進することにより、販売力の強化を図ります。

ウ 強い産地づくりに向けた効率的な生産基盤の整備

生産性の向上と高品質化のため、低コスト化や需要に応じた作物への転換を可能とするほ場の大区画化と汎用化を図るとともに、大規模乾燥調製施設等の整備を促進します。また、かんがい用水路や土地改良施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減に努めます。

エ 安全・安心や品質に配慮した生産管理体制の構築

生産履歴記帳の徹底や残留農薬の自主検査の実施に加え、GAPやHACCP等の導入をさらに促進し、安全・安心や品質に配慮した生産管理体制の構築を促進します。

(2) 将来の本市農業を担う担い手の育成

ア 意欲ある多様な担い手の育成と法人化支援

経営規模の拡大や複合化・多角化に取り組む意欲的な担い手を育成するとともに、新規就農者の発掘・育成と定着化を促進します。また、企業的な経営感覚を持ち、雇用を創出する農業法人の育成について重点的に取り組みます。

イ 意欲ある担い手への農地集積

農地中間管理機構を活用した農地利用集積事業やほ場整備事業などを通じて、意欲ある担い手への農地集積を促進し、経営規模の拡大を図ります。また、農業振興地域制度や農地法の適正な運用により、将来にわたり優良な農地を確保します。

(3) 自然と調和した農山村の環境整備と活性化

ア 農山村地域の環境保全

農林業の生産活動の維持を通じて、環境の保全や水源かん養など、農山村地域の持つ多面的機能の維持を図ります。また、中小規模農家が工夫を凝らして農業を継続することができるよう、付加価値の高い作物への転換や6次産業化へのチャレンジ等を支援するとともに、多様な農業者の連携・役割分担を進め、地域農業の活性化を図ります。

イ 都市農村交流の拡大による農山村の活性化

豊かな自然や景観、体験活動など、農山村の持つ様々な魅力をPRするとともに、都市住民が興味を持つ体験イベントなどを企画実施し、都市農村交流を拡大することにより農山村の活性化を図ります。

(4) 食育や地産地消の推進による地場産品の消費拡大

ア 食育による消費者意識の醸成

さまざまな機会を通じて、地域農業や地場産品に関する市民理解を促進するとともに、安全・安心な食品に関する消費者意識の醸成に努めます。

イ 地産地消の推進による地場産品の消費拡大

県内最大の消費地を抱える生産地として、消費者と生産者の意識のマッチングに努めながら、共にメリットを共有できる生產品目や品種、生産方法、流通形態の確立を促進するとともに、直売活動の支援などにより地場産品の消費拡大に努めます。

(5) 6次産業化と農商工連携の促進による新たなビジネスの展開

農業者等による6次産業化への取組や、地場産品を活用した農商工連携を促進することで、県外・国外も視野に入れた新たなビジネスの展開を支援し、地域の所得向上と雇用の創出を図ります。

(6) 生産者が安心して農業に取り組める経営・価格安定対策の充実

T P P発効を控えた生産者の不安や懸念を払拭し、将来に希望と意欲を持って経営に取り組むことができるよう、国・県の制度を有効活用しながら、畜産や米、野菜等の経営安定対策や価格安定対策の効果的な実施を図ります。また、経営安定対策等のための財源確保と制度の拡充について、国に働きかけます。

3 今後の対応

この基本方針に位置づけられた取組について着実な実施に努めるとともに、国がT P Pの追加政策については、平成28年秋を目途に具体的内容を詰めるとしていることから、国・県の状況を注視しながら、今後も機動的に対策を講じていくこととします。